

所信表明

令和元年 6 月

都留市

本日、令和元年 6 月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席誠にご苦労様でございます。

また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、6 月 2 日に、市内全域を対象とした「地震防災訓練」を実施いたしました。今回の訓練では、大規模地震の発生に備え、地震発生直後の地域内の安否確認、災害弱者の支援、避難訓練等の初動対応訓練や、避難所の設置・運営訓練を実施したところ、各地区の自主防災会が中心となり、全指定避難所 16 カ所で訓練が行われ、合わせて 1 千 6 3 8 名の市民の皆様にご参加いただきました。地震などの自然災害から、被害を最小限に抑えるには、「自助・共助・公助」それぞれが役割を果たしていくことが大切であり、特に、地震発生直後の災害から身を守るためには、自分の命は自らが守る「自助」

はもちろんのこと、地域・近隣の人々が、協力して助けあう「共助」が極めて重要であります。そのため、平成 27 年度から、地域住民と共に、避難所自主防災組織の設置、避難所ごとの防災訓練を行ってまいりましたが、今回の訓練では、これまでの成果を活かし、各地区の自主防災会が中心となって、市内の全指定避難所が一斉に訓練を実施できたことは、地域住民の皆様のご理解とご協力の賜物であり、地域防災力の強化と防災意識の高揚に繋がっていると感謝しております。

本市では、「セーフコミュニティへの取り組み」を掲げ、安全・安心なまちづくりの実現のための取り組みを推進しているところではありますが、今後も、災害に強いまちづくりを進めるため、地域の自主防災組織との相互連携を強化し、災害対応力の向上を図ってまいります。また、近年の大規模災害などの教訓を生かした危機管理研修や災害対策本部訓練なども進めることにより、災害時即応体制及び危機管理体制の強

化を図るほか、避難所等への災害対策用の資機材整備など、防災機能の強化を推進してまいります。

それでは、本定例会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げるとともに、併せて、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、「生涯活躍のまち・つる」事業についてであります。本市では、地方創生における東京一極集中の是正や、地方の人口減少対策としての「地方移住の推進」を図るため、平成 27 年度より主に東京圏の移住希望者をターゲットにした受け入れ窓口を都内に設置し、取り組んでまいりました。

この度、この都内の窓口機能の更なる強化を図るため、「生涯活躍のまち」の志を同じくする全国の 17 自治体等と連携して

「官民連携まちづくり推進協議会」を組織いたしました。その中の 5 自治体により、東京駅日本橋口にあります「パソナ」

ビル 3 階の地方創生ラウンジに、新たな窓口となる「生涯活躍ポータル カラフルつる」を設置し、今月 1 日には、内閣府をはじめ多くの関係者が集まる中、オープンしたところがあります。「生涯活躍のまち」を共通言語に、風土の異なる複数のまちが課題を共有するとともに、再就職支援など、雇用の創造と全国に強いネットワークを持つ「パソナ」と連携することにより、まちの魅力の発信とともに、移住後における就業先も併せて紹介できるなど、新たな東京圏の拠点として、本市への観光や移住などの交流促進に大きな効果があるものと期待しております。

また、本年 4 月より、国の新たな「地方創生移住支援事業」として、地方創生推進交付金を活用し、地方への移住を促進する施策が、6 年間にわたり、実施されることとなりました。この支援事業は、一定の条件のもと、東京 23 区から東京圏外へ移住し、都道府県が選定した企業等に就業した方、または

起業した方に対して、都道府県及び市町村が共同で移住支援金を支給するという制度であります。なお、本事業については、当該支援事業を実施すると決定し、国へ申請した自治体に限る支援策となっておりますが、本市では、山梨県と連携する中で、既に事業申請を行っており、都内における新たな拠点「生涯活躍ポータル カラフルつる」での周知を図り、本市へ移住を考えている方を後押しする、力強い施策になるものと期待しております。

次に、「下谷地区の単独型居住プロジェクト」についてありますが、運営事業者によるサービス付き高齢者向け住宅「ゆいま〜る都留」の改修工事は、予定通りに進んでおり、本年夏の完成、その後9月のオープンに向けて着々と準備が進められております。この間、入居者の第一次募集が1月15日から行われ、その後も随時申し込みを受け付ける中、5月末時点においては、80部屋のうち、13部屋の市民の方を含め、57

部屋のお申し込みをいただいているとの報告を、運営事業者より受けております。この予想を上回る申込件数は、これまでの運営事業者による諸活動、広報及び都留市テレビ利用者組合を活用した事業のPR、首都圏都留市会の会員の皆様や都留文科大学同窓会の全国支部など、広く入居募集のご案内を行った成果であり、今後も引き続き、運営事業者と協力し「ゆいま～る都留」と共に、本市の魅力を広くご案内してまいりたいと考えております。

また、田原地区の「複合型居住プロジェクト」につきましても、引き続き、生涯活躍のまち・つる事業の全体をマネジメントする組織として設立されました「生涯活躍のまち・つる推進協会」や関係する様々な方々と協議を重ねた上で、実施事業者を募集するための公募要件等を定めてまいりたいと考えております。今後とも全国のトップモデルとなれるよう「生涯活躍のまち・つる」事業を推進してまいりますので、

ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、「個別施設計画の策定」についてであります。

本市では、厳しい財政状況の中、高度経済成長期に建設された多くの公共施設の老朽化対策や少子高齢化社会による公共施設の利用需要の変化に対応し、長期的な視点をもって、財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適な配置を実現するため、平成 28 年 4 月に「都留市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。その後、計画で定めた基本方針に基づき、進捗管理を徹底すると共に、庁内ワーキンググループにおいて、施設の利活用方法やコスト削減策を検討してまいりました。また、昨年 11 月には、西桂町と「公共施設の相互利用に関する協定」を締結し、本市所有の 11 施設と西桂町の 9 施設を住民が同じ料金・条件で利用できるようになり、これにより、市民の利便性を高め、スポーツ・文化を通じた地域間交流が実現でき、新たな広域連携の在り方、公共施設の在

り方を示してきたところでもあります。これらの経過を踏まえ、公共施設等総合管理計画で示した施設ごとの方向性をより具体化するため、本年 3 月に「公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定方針」を決定し、本年度及び来年度の 2 か年計画で、個別施設計画の策定に取り組むこととしました。この計画では、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、中・長期的な財政負担の見通し等を踏まえ、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるものであります。まず、本年度は、庁内横断組織を設け、各施設の現状を把握した上で、更新費用のデータ分析や数値目標の設定を検討し、来年度に各施設の在り方における方向性を定め、令和 2 年度末までに個別施設計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、「林業振興」についてであります。

国では、温室効果ガス排出削減や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和 6 年度より「森林環境税」を創設することとし、それに先立ち令和元年度から、全国の地方自治体にその財源を譲与する「森林環境譲与税」を創設しました。この用途は、森林環境保全のために地方自治体が行う森林の整備、将来の林業を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備に関する事業に充てるものとされています。本市においては、本年度は約 870 万円が譲与されますが、段階的に譲与額は引き上げられ、令和 15 年度には 3 千万円程度が譲与される見込みとなっております。これを受け、3 月定例会において、「都留市 森林環境基金条例」を制定し、譲与される財源を有効に活用できるよう早期に事業に着手し進めてまいりました。しかしながら、市内の林業の状況を鑑みますと、高齢化等によ

る林業の担い手が圧倒的に不足しており、人材育成は喫緊の課題となっております。また、森林面積の少ない首都圏の都市部においても、人口に応じて森林環境譲与税は交付されますが、森林環境譲与税の使途としては森林整備に資する木材の利活用や森林環境教育等普及啓発が期待されており、本市のような上流域部との連携・交流が不可欠と言われております。このため、林業の担い手の育成と、森林環境教育を通じた都市との連携・交流の体制整備のための補正予算案を本定例会に提出させていただいております。

次に、「スポーツ振興」についてであります。

本市では、将来像である「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」を目指す中で、多くの人たちがこの地に集い、心豊かに暮らし、元気で輝けるための施策としてスポーツの振興を掲げ、競技スポーツの振興から、多くの方が参加できる軽スポーツの振興まで、幅広い事業を行いながら健

康づくりの支援に取り組んでおります。そのような中、「リニアと翔る都留ロードレース大会」につきましては、健康寿命の延伸及び地域の活性化を目的に市民参加型の大会として、「道の駅つる」周辺道路をスタート、フィニッシュ地点として、11月17日の日曜日に第4回大会を開催いたします。競技種目は前回に引き続き、10キロメートルの部、3キロメートルの部、親子ファミリーの部として、参加しやすさを促すとともに、新たな試みとして、仮装ランナー賞の授与を計画しております。大会開催にあたりましては、多くの市民の皆様にご参加いただくとともに、市内外から多くのランナーの参加が予想されますので、温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。また、来年開催される「オリンピック・パラリンピック東京大会」の準備やチケット販売についての報道がなされておりますが、本市におきましても、県より事前合宿地受け入れの依頼があり、フランス国のバドミントン協会

の事前合宿を受け入れたいと考えております。フランスは、本市の名誉市民第1号である増田誠画伯が30数年、制作活動を行った地であり、スポーツだけでなく文化振興においても交流を図ることが期待できます。事前合宿につきましては、本年7月に協会役員の事前視察が予定されており、来年7月のオリンピックの開会式直前に1週間程度フランスの選手を受け入れる予定となります。また、大会組織委員会への「ホストタウン申請」手続きの準備を開始したいと考えており、今後、機運醸成のためのイベント等の開催を計画しております。合宿中は、世界トップレベルの選手を身近に見てもらえる絶好の機会ですので、市民の皆様や子ども達との交流事業も計画してまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に提出いたしました案件の内容につきまして申し上げます。今回、提出いたしました案件は、条例案24件、予算案2件であります。

はじめに、条例案について、ご説明申し上げます。

まず、「都留市 まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例制定の件」につきましては、都留市総合戦略に関する事項について調査、審議する「都留市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を設置するため、この条例を制定するものがあります。

次に、「都留市プロポーザル審査委員会条例制定の件」につきましては、プロポーザル方式による委託事業者の候補者を選定する審査等を行う「都留市プロポーザル審査委員会」を設置するため、この条例を制定するものであります。

次に、

- ・「都留市 セーフコミュニティ推進協議会条例制定の件」
- ・「都留市 セーフコミュニティ外傷サーベイランス委員会
条例制定の件」
- ・「都留市 地域福祉計画策定委員会条例制定の件」

- ・「都留市 福祉有償運送運営協議会条例制定の件」
- ・「都留市 障害者計画等 策定委員会条例制定の件」
- ・「都留市 介護保険地域密着型サービス運営協議会条例制定の件」
- ・「都留市 地域ケア会議条例制定の件」
- ・「都留市 地域包括支援センター運営協議会条例制定の件」
- ・「都留市 老人ホーム入所判定委員会条例制定の件」
- ・「都留市 健康づくり推進協議会条例制定の件」
- ・「都留市 予防接種 健康被害調査委員会 条例制定の件」
- ・「都留市 林業振興推進協議会条例制定の件」
- ・「都留市立病院 運営委員会条例制定の件」
- ・「都留市 教育振興基本計画策定委員会 条例制定の件」
- ・「都留市 通学路安全推進協議会条例制定の件」
- ・「都留市立小、中学校結核対策委員会条例制定の件」

につきましては、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に

より、これらの条例を制定するものであります。

次に、「都留市 景観計画策定委員会条例制定の件」につきましては、景観法に規定する景観計画の策定に関する協議等を行う「都留市景観計画策定委員会」を設置するため、この条例を制定するものであります。

次に、「都留市 公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例等中改正の件」につきましては、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市 非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例中改正の件」につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市 火災予防条例及び都留市手数料条例中改正の件」につきましては、不正競争防止法等の一部改正に伴い、

所要の改正をするものであります。

次に、「災害弔慰金の支給等に関する条例中改正の件」につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市 介護保険条例中改正の件」につきましては、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続きまして、令和元年度一般会計、介護保険事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、当初予算編成以降に生じた緊急性、必要性のある事業を計上し、編成いたしました。一般会計につきましては、歳入歳出予算とも 4 千 324 万 4 千円を追加し、予算総額を 139 億 4 千 824 万 4 千円とするものであります。

主な歳出の内容について、ご説明申し上げます。

2 款 総務費につきましては、東京圏から都留市内に移住し

た者が、山梨県が指定するマッチング企業に継続して勤務する場合、または、起業支援金の交付決定を受けた場合に、移住支援金を交付する「移住支援金交付事業補助金」に要する経費などとして、1千148万8千円を追加するものであります。

3款 民生費につきましては、子ども・子育て支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う、基幹系システムの改修に要する経費及び介護保険事業特別会計への繰出金の増額などとして、2千99万4千円を追加するものであります。

5款 農林水産業費につきましては、森林環境譲与税を活用した、都市農村交流等の新たな取り組みを推進するとともに、将来の林業従事者となる者を育成することを目的として、「地域おこし協力隊員」を雇用するための経費などとして、621万9千円を追加するものであります。

9款 教育費につきましては、定期人事異動に伴う人件費な

どとして、454 万 3 千円を追加するものであります。

次に、特別会計についてご説明申し上げます。介護保険事業特別会計につきましては、認定調査の拡充に伴う経費など定期人事異動に伴う人件費として、282 万 4 千円を追加し、予算総額を 28 億 14 万 7 千円とするものであります。

以上、提出議案につきまして概略申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。